

春日市都心エリア建替え等促進補助金交付要綱

令和7年10月15日

告示第244号

(目的)

第1条 この要綱は、福岡広域都市計画地区計画西鉄春日原駅周辺地区地区計画(以下「西鉄春日原駅周辺地区地区計画」という。)を活用して行う建築物の建替え等に要する費用に対する補助金の交付に関し必要な事項を定め、当該地区計画の方針に沿った建替え等を促進することにより、西鉄春日原駅を中心とする本市の都心エリアにおける持続可能な都市構造の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 建替え等 西鉄春日原駅周辺地区地区計画による容積率の最高限度の緩和措置を受けて行う建替え(既存の建築物を解体して当該土地で行う建築行為又は当該土地と隣地を一体的に利用して行う建築行為をいう。)又は低未利用地(平面駐車場、資材置き場、空き地その他これらに類する利用の程度が低い土地をいう。)における建築行為をいう。
- (2) 対象区域 西鉄春日原駅周辺地区地区計画の区域をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、対象区域内で建替え等を行う土地の所有者かつ建築主であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の市税を滞納していないこと。
- (2) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、対象区域内において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の5の3の規定に該当する建築物に係る事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 所有する面積が300平方メートル未満の土地に隣接する土地を取得し、合算

した面積が300平方メートル以上となる敷地で建替え等を行うもので、第7条第1項に定める通知書の通知日が属する月(以下「交付指定通知月」という。)の翌月から36月以内に事業が完了するもの

(2) 所有する面積が300平方メートル以上の敷地で建替え等を行うもので、交付指定通知月の翌月から24月以内に事業が完了するもの

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条に掲げる市街地開発事業を施行し、300平方メートル以上の敷地で建替え等を行うもので、交付指定通知月の翌月から36月以内に事業が完了するもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付指定通知月の翌月から第10条第2項の規定により認められた完了日が属する月までの期間において補助事業を行う土地に係る固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の課税額に相当する額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の額を算出する場合において、補助金の対象となる月数(以下「補助対象月数」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内とする。

(1) 第4条第1号及び第3号に該当する事業 36月

(2) 第4条第2号に該当する事業 24月

3 第1項の規定により補助金の額を算出する場合において、補助対象月数が12月未満の年度における補助金の額は、当該年度の補助対象月数に当該年度の固定資産税等の課税額の総額を12で除した額を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付指定の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業内容について市長と必要な協議を行い、春日市都心エリア建替え等促進補助金交付指定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出し、補助事業として指定(以下「交付指定」という。)を受けなければならない。

(交付指定の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し交付指定の可否を決定し、春日市都心エリア建替え等促進補助金交付指定通知書(様式第2号)又は春日市都心エリア建替え等促進補助金不指定通知書(様式第3号)によ

り、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付指定をする場合において必要があるときは、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の内容の変更)

第8条 交付指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかにその変更の内容について市長と協議をしなければならない。

- 2 指定事業者は、前項に規定する変更を行う場合、春日市都心エリア建替え等促進補助金交付指定変更申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、その結果を春日市都心エリア建替え等促進補助金交付指定変更審査結果通知書(様式第5号)により指定事業者に通知するものとする。

(補助事業の実施)

第9条 補助事業は、交付指定後(前条第2項の規定による申請を行うものは、同条第3項の規定による審査に係る結果の通知後)に都市計画法第58条の2の規定に基づく届出を行った上で、第7条第1項に定める通知書の通知日から12月以内に着工しなければならない。

- 2 指定事業者は、交付指定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第10条 指定事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに春日市都心エリア建替え等促進補助金事業完了実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、補助事業が適切に行われているか確認するために、必要な資料の提出を求め、又は立入調査を行い、完了を確認したときは、事業完了実績報告書に記載された日付をもって完了日として認めるものとする。

(交付の申請)

第11条 指定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、春日市都心エリア建替え等促進補助金交付申請書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に提出しな

ければならない。

(交付の決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、補助金の額を確定した上で春日市都心エリア建替え等促進補助金交付決定通知書(様式第8号)により、補助金の不交付の決定をしたときは、春日市都心エリア建替え等促進補助金不交付決定通知書(様式第9号)により、申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、春日市都心エリア建替え等促進補助金交付請求書(様式第10号)に係る書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条に定める事業に該当しないことが確認されたとき。
- (3) 第9条第1項に定める期限内に着工しなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、春日市都心エリア建替え等促進補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により交付決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、春日市都心エリア建替え等促進補助金返還命令書(様式第12号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、春日市補助金等の交付に関する規則(平成19年規則第21号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 施行日以後の補助金の交付に係る交付指定の手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。